

公益財団法人競馬保安協会役員及び評議員の 報酬等の支給に関する規程

(平成 22 年 9 月 29 日 規程第 5 号)

改正	平成 27 年 12 月 10 日	規程第 8 号
	平成 28 年 6 月 24 日	規程第 5 号
	平成 28 年 9 月 23 日	規程第 7 号
	平成 29 年 3 月 15 日	規程第 2 号
	平成 30 年 6 月 20 日	規程第 3 号
	平成 31 年 3 月 13 日	規程第 1 号
	令和 2 年 3 月 18 日	規程第 1 号
	令和 4 年 3 月 10 日	規程第 1 号
	令和 6 年 3 月 15 日	規程第 3 号
	令和 7 年 3 月 18 日	規程第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人競馬保安協会（以下「本協会」という。）定款第 17 条及び第 34 条の規定に基づき、常勤役員、非常勤役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等及び費用の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の種類)

- 第 2 条** 常勤役員の報酬は、本俸と役員手当とし、その月額は別表 1 のとおりとする。
- 2 非常勤役員に対し支給する報酬は、月額 150,000 円以内又は別表 2 のとおりとする。
 - 3 評議員に対し支給する報酬は、定款第 17 条第 1 項において定められた年額の総額の範囲内とし、別表 3 のとおりとする。
 - 4 前 2 項の規定にかかわらず、現に他から報酬を受ける非常勤役員及び評議員に対しては、報酬を支給しないことがある。

(報酬の支給方法)

- 第 3 条** 役員等に対する報酬は、所得税法その他の税法による税金、社会保険に関する個人負担金を控除した残額に相当する金額を現金で支給する。
- 2 常勤役員に対する報酬の支給日は、毎月 16 日（その日が休日に当たるときは、その日の直前の休日でない日）とする。
 - 3 月額を得る非常勤役員に対する報酬の支給日は、毎月一定の定まった日（その日が休日に当たるときは、その日の直前の休日でない日）とする。
 - 4 非常勤役員（月額を得る非常勤役員を除く。）及び評議員に対する報酬については、理事会及び評議員会等への出席等の都度支給する。

(常勤役員の報酬の計算)

- 第 4 条** 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬を支給し、退任したときには、

公益財団法人競馬保安協会役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程

その日まで報酬を支給する。

- 2 常勤役員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。
- 3 第1項の報酬の支給額の計算は、その月の日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として行うものとする。

(慰労金)

第5条 常勤役員が退任した場合は、別に定めるところにより慰労金を支給することができる。

(費用)

第6条 第2条に規定する報酬及び前条に規定する慰労金のほか、役員等に対しては、通勤交通費及び旅費等の費用を支給することができる。

- 2 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(端数の処理)

第7条 第2条に規定する報酬及び第5条に規定する慰労金を支給する際に生じた円未満の端数の整理は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の規定の例による。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事に関しては理事会で、監事及び評議員に関しては評議員会で、それぞれ別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、本協会が公益認定を受け移行の登記をした日（以下「登記日」という。）から施行する。
- 2 財団法人競馬保安協会役員給与規程（昭和46年8月19日規程第5号。以下「旧規程」という。）は、登記日をもって廃止する。
- 3 平成22年6月1日から登記日の前日までの期間内に財団法人競馬保安協会（以下「旧協会」という。）の常勤役員として在任した者に対しては、第2条第1項に定める報酬のほか、旧規程第6条の規定を適用することとした場合に登記日以後最初に同条の規定による特別手当（以下「特別手当」という。）を支給することとなる日に、理事長が定めるところにより、当該期間内におけるその者の在任期間（当該期間内に同条の規

公益財団法人競馬保安協会役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程

定による特別手当の支給があった場合は、当該支給の算定対象となる在任期間を除く。)に応じた特別手当の額に相当する額の報酬を支給することがある。

附 則 (平成 27 年 12 月 10 日規程第 8 号)

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 6 月 24 日規程第 5 号)

この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 9 月 23 日規程第 7 号)

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 15 日規程第 2 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 6 月 20 日規程第 3 号)

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 13 日規程第 1 号)

この規程は、平成 31 年 3 月 13 日から施行し、改正後の公益財団法人競馬保安協会役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程の規定は、平成 31 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 2 年 3 月 18 日規程第 1 号)

この規程は、令和 2 年 3 月 18 日から施行し、改正後の公益財団法人競馬保安協会役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程の規定は、令和 2 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 4 年 3 月 10 日規程第 1 号)

この規程は、令和 4 年 3 月 10 日から施行し、改正後の公益財団法人競馬保安協会役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程の規定は、令和 4 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 6 年 3 月 15 日規程第 3 号)

この規程は、令和 6 年 3 月 15 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 3 月 18 日規程第 5 号)

この規程は、令和 7 年 3 月 18 日から施行し、改正後の公益財団法人競馬保安協会役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程の規定は、令和 7 年 1 月 1 日から適用する。

公益財団法人競馬保安協会役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程

別表1（第2条関係）

(常勤役員・月額)

役 職	本 傅	役員手当
理事長	905,000 円以内	425,000 円以内
理 事	859,000 円以内	359,000 円以内
監 事	727,000 円以内	270,000 円以内

別表2（第2条関係）

(非常勤役員・日額)

役 職	用 務	謝 金
非常勤理事	理事会及び評議員会への出席※	25,000 円 (税別)
	決議の省略により理事会又は評議員会を実施した場合にあって、理事長が特に必要と認めた場合	10,000 円 (税別)
	その他の本協会業務のための出勤	10,000 円 (税別)
非常勤監事	理事会及び評議員会への出席※ 監査業務	25,000 円 (税別)
	決議の省略により理事会又は評議員会を実施した場合にあって、理事長が特に必要と認めた場合	10,000 円 (税別)
	その他の本協会業務のための出勤	10,000 円 (税別)

※理事会又は評議員会を web 会議、テレビ会議、電話会議等により開催した場合も含む。

別表3（第2条関係）

(評議員・日額)

役 職	用 務	謝 金
評議員	評議員会への出席※	25,000 円 (税別)
	決議の省略により評議員会を実施した場合にあって、理事長が特に必要と認めた場合	10,000 円 (税別)
	その他の本協会業務のための出勤	10,000 円 (税別)

※評議員会を web 会議、テレビ会議、電話会議等により開催した場合も含む。